



通所受給者証の更新申請について

「通所受給者証」の更新手続きを行う際にご提出いただく「障害児支援利用計画(案)」の作成方法につきまして、下記の手順で進めていただき、障害者支援課窓口、発達支援課窓口または、郵送にてご提出ください。

また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の一部が平成28年1月より施行され、「通所受給者証」の申請に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。

【利用計画案の作成方法】

①か②のどちらかの作成方法を選択してください。

①

相談支援事業所に
作成を依頼する

- (1) 別紙「障害児相談支援事業所一覧表」より、利用計画(案)を作成してもらう事業所を決めて連絡をとり、承諾を得てください。
※事業所によっては、お断りされる場合もあります。



- (2) 事業所の承諾が得られましたら、なるべく早く下記の書類を障害者支援課窓口または発達支援課窓口にお持ちいただくか、郵送してください。

～提出書類～

- 障害児通所給付費支給申請書
- 19歳未満の控除対象扶養親族申立書
- 利用計画作成の選択に伴う書類
(「相談支援事業所が作成」に○をしてください)
- マイナンバー関係書類・・・別紙添付有
- 生活記録票(H30年4月より)



- (3) 障害児支援利用計画の作成が始まります。
後日、「障害児支援利用計画案提出依頼書」を郵送いたしますので、事業所の相談支援専門員が家庭訪問される際に提示してください。

②

ご家族等で利用計
画を作成する

- (1) 別紙「セルフプランを作成される方へ」をご覧ください
「支援利用計画(セルフプラン)」と「週間ケア計画」を作成してください。

セルフプラン作成前に、必ず、現在利用中のサービス事業所、又は新規に利用を考えているサービス事業所へ、利用可能状況(日数・時間帯など)を確認してプランに書き込んでください。



- (2) 下記の書類が整いましたら、障害者支援課窓口または発達支援課窓口にお持ちいただくか、郵送してください。
～提出書類～

- 障害児通所給付費支給申請書
- 19歳未満の控除対象扶養親族申立書
- 利用計画作成の選択に伴う書類
(「セルフプラン」に○をしてください)
- 支援利用計画(セルフプラン)
- 週間ケア計画
- マイナンバー関係書類・・・別紙添付有
- 生活記録票(H30年4月より)

【問合せ:障害者支援課 電話 047-712-8517】

【問合せ:発達支援課 電話 047-370-3561】